

住民票の写し等の交付制度について

交付するもの	住民票の写し等の交付 (住民基本台帳法第12条)	戸籍の附票の写しの交付 (住民基本台帳法第20条)	(参考) 戸籍の謄本等の交付 (戸籍法第10条)
住民票の写し 住民票記載事項証明書	戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し	戸籍謄本 戸籍抄本 戸籍の記載事項証明書
請求者	何人でも可 (ただし、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者は、住民票コードが記載された住民票等の写しを請求することはできない。)	何人でも可	何人でも可
請求手続	<p>・請求事由等を明らかにしてしなければならぬ。ただし、一定の場合()には、この限りでない。</p> <p>請求事由等を明らかにすることを要しない場合</p> <p>自己又は自己と同一の世帯に属する者が請求する場合</p> <p>国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合</p> <p>弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>市町村長が適当と認める場合 〔住民票省令第3条〕</p>	<p>・請求事由等を明らかにしてしなければならぬ。ただし、一定の場合()には、この限りでない。</p> <p>請求事由等を明らかにすることを要しない場合</p> <p>戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合</p> <p>国若しくは地方公共団体の職員が職務上請求する場合</p> <p>弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>市町村長が適当と認める場合 〔戸籍の附票省令第2条〕</p>	<p>・請求事由を明らかにしてしなければならぬ。ただし、一定の場合()には、この限りでない。</p> <p>請求事由を明らかにすることを要しない場合</p> <p>戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が請求する場合</p> <p>国若しくは地方公共団体の職員又は土地改良区等の法人の役員若しくは職員が職務上請求する場合</p> <p>弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合</p> <p>市町村長が適当と認める場合 〔戸籍法施行規則第11条〕</p>
省令事項			

<p>一般的な証明事項</p>	<p>・市町村長は、特別の請求がない限り、 氏名 出生の年月日 男女の別 住民となった年月日 住所及び一つの市町村の区域内において新たに住所を変更した者についてはその住所を定めた年月日を記載した住民票の写しを交付することができ。 (特別な請求があれば、その他の事項を記載した住民票を交付することができる。)</p>	<p>・記載事項を省略せずに、写しを交付する。</p>	<p>・記載事項を省略せずに、写しを交付する。</p>
<p>交付の拒否</p>	<p>・市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。</p>	<p>・市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。</p>	<p>市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかときは、これを拒むことができる。</p>

住民票省令 ……住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）
 戸籍の附票省令……戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）

住民票・戸籍の附票の記載事項

住民票記載事項

住所地において人の居住関係を公証することを任務とする制度

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ⑤戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ⑥住民となった年月日
- ⑦住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- ⑧新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ⑨選挙人名簿に登録された者については、その旨
- ⑩国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑪介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑫国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑬児童手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑭米穀の配給を受ける者については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- ⑮住民票コード
- ⑯前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

戸籍の附票記載事項

住民票と戸籍とを相互に関連させ、それぞれの記載の公正性を保つための媒介物

- ①戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ②氏名
- ③住所
- ④住所を定めた年月日

本籍地市町村で作成

(参考)戸籍記載事項

本籍地において人の身分関係を公証する制度

- ①戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ②氏名
- ③出生の年月日
- ④戸籍に入った原因及び年月日
- ⑤実父母の氏名及び実父母との続柄
- ⑥養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- ⑦夫婦については、夫又は妻である旨
- ⑧他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- ⑨その他法務省令で定める事項(身分に関する事項等)

本籍地市町村で作成

注)特別な請求がない限り、市町村長は、**太字**の部分のみを記載した住民票の写しを交付することができる。

住民票の写しの例

住民票										市区		
世帯主		甲野義太郎										
住所	市区											
1	氏名	甲野義太郎								住民票コード		
										省 略		
	生年月日	昭和 年 月 日	性別	男	続柄	世帯主	市民となった年月日	平成 年 月 日				
	本籍	東京都千代田区					筆頭者	甲野義太郎				
	籍	平成 年 月 日 東京都千代田区					から転入		平成 年 月 日届出			
2	氏名	甲野梅子								住民票コード		
										省 略		
	生年月日	昭和 年 月 日	性別	女	続柄	妻	市民となった年月日	平成 年 月 日				
	本籍	東京都千代田区					筆頭者	甲野義太郎				
	籍	平成 年 月 日 東京都千代田区					から転入		平成 年 月 日届出			
3	氏名	甲野啓太郎								住民票コード		
										省 略		
	生年月日	昭和 年 月 日	性別	男	続柄	子	市民となった年月日	平成 年 月 日				
	本籍	東京都千代田区					筆頭者	甲野義太郎				
	籍	平成 年 月 日 東京都千代田区					から転入		平成 年 月 日届出			
4	氏名									住民票コード		
	生年月日		性別		続柄		市民となった年月日					
	本籍						筆頭者					
	籍											

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市 区 長

戸籍の附票の写しの例

平成 年 月 日編製

本籍	東京都千代田区	氏名	甲野義太郎	
	住 所	住所を定めた年月日	在外選挙人名簿登録市町村	名
1	東京都千代田区	昭和 年 月 日		義太郎
	市 区	平成 年 月 日		
2	東京都千代田区	平成 年 月 日		梅子
	市 区	平成 年 月 日		
3	東京都千代田区	平成 年 月 日		啓太郎
	市 区	平成 年 月 日		
4				

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

市 区 長

附録第六号 戸籍の記載のひな形 (第三十三条関係) (平二法省令五・令改、平六法省

令五一・平一五法省令四・平一六法省令七六・一部改正)

注意 (このひな形は、戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すに示すものではない。記載事項を全部とどまり、必要な記載事項を全部示すものではない。)

本籍	東京府千代田区平河町一丁目十番地 東京府千代田区平河町一丁目十番地	氏名	甲野義太郎
届出	平成四年七月十日編製 平成五年六月六日平河町一丁目十番地に転籍		
父	昭和四拾年六月貳拾日東京府千代田区で出生同日氏名五日後届出入籍	父	甲野幸雄 長
母	平成四年七月十日之野梅子と婚姻届出東京府千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍	母	松子 男
夫	平成参拾参年七月七日妻とともに之川英助を養子とする縁組届出同日貳拾日大阪市北区長から送付 平成参拾五年七月七日千華市中央区千華港五番地西山竹子同籍借夫を認知届出	夫	義太郎
出生	昭和四拾年六月貳拾日		
父	昭和四拾参年七月八日京都市上京区で出生同日氏名八日後届出入籍	父	乙野忠治 長
母	平成四年七月十日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地之野梅子戸籍から入籍	母	春子 女
妻	平成参拾参年七月七日夫とともに之川英助を養子とする縁組届出同日貳拾日大阪市北区長から送付	妻	梅子
出生	昭和四拾参年七月八日		
父	平成四年七月十日東京府千代田区で出生同日氏名八日後届出入籍	父	甲野義太郎 長
母	平成参拾参年七月六日父甲野義太郎の推定相続人除除の裁判確定同日貳拾日父届出同日貳拾日大阪市北区長から送付	母	梅子 男
夫	平成参拾参年七月六日内野松子と婚姻届出同日氏名八日後届出京都市中京区長から送付同日昭和町十八番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍	夫	義太郎
出生	平成四年七月十日		